

部長会議付議事案書（報告）

（令和7年4月1日）

提案課名 地域共生推進課

報告者名 和田 安弘

事案名	民生委員・児童委員の全国一斉改選について	有 資料 無
提案趣旨	民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の任期は、民生委員法第10条の規定により3年であり、本年11月30日をもって現在の委員の任期が満了します。 本年12月1日からの新たな民生委員の委嘱に向けた、候補者の選出活動について報告するものです。	
概要	1 民生委員の身分 厚生労働大臣から委嘱される非常勤特別職の県職員であり、本市の社会福祉嘱託員として委嘱 2 任期 3年（新任期：令和7年12月1日～令和10年11月30日） 3 定数等（令和7年4月1日現在） (1) 定数 260名 (2) 実数 247名（充足率95%） 4 候補者の選出から委嘱まで (1) 選出 令和7年2～3月にかけて、地区ごとに自治会長を対象とした第1回目の説明会を開催しており、自治会の協力のもと選出を行う。第2回目の説明会は5月に、地域の実情に合わせて開催予定である。 (2) 推薦 選出された候補者について、民生委員推薦会が審査・決定し、県知事に推薦する。県での審査・決定後、県知事が厚生労働大臣に推薦する。 (3) 委嘱 厚生労働大臣が委嘱する。 5 担い手確保へ向けた負担軽減策及びPR活動について (1) 一斉改選の年に民生委員が行ってきた世帯数調査を廃止 （GISを使用して市地域共生推進課で調査） (2) 市内全自治会掲示板へポスター掲示 (3) 会報誌「まなざし」を年2回自治会組回覧により回覧 (4) 市内公共施設へポスター・チラシの配架 (5) 市HPに各地区民児協のHPを開設し、市公式LINE配信を活用しながら各地区の活動を紹介 (6) 社協実施の福祉教室で民生委員チラシを配付	

経過	6 民生委員推薦事務の経過 令和6年 7月 定数、区割の変更調査（回答期限9月下旬・該当なし） 〃 12月 現民生委員を対象にした継続意向調査を実施 （前回より4か月前倒して回答期限令和7年1月上旬で実施） 令和7年 2月 令和6年度第2回秦野市民生委員推薦会の開催 （意向調査結果報告、推薦活動書類の確認、自治会長向け第1回地区説明会内容について協議） 2～3月 第1回自治会向け地区説明会（全8地区）を実施し、選出・推薦活動を開始
今後の進め方	令和7年 4月16日 議員連絡会へ報告 〃 4月18日 令和7年度第1回秦野市民生委員推薦会の開催 （推薦活動の進捗状況等について） 〃 5月中旬 自治会長を対象にした第2回地区説明会開催 〃 7月上旬 選出・推薦期限 第2回秦野市民生委員推薦会の開催 （候補者の審査・決定について） 〃 7月中旬 個人調書の県へ提出（最終締切は8月中旬） 〃 8月中旬 部長会議へ進捗報告 〃 9月上旬 神奈川県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会で審査 〃 11月中旬 部長会議へ報告（選出状況） 市議会議員へ情報提供（選出状況） 〃 11月下旬 厚生労働大臣からの委嘱通知 〃 11月30日 退任式・委嘱式の開催 〃 12月 新任研修会を実施

民生委員・児童委員の概要について

1 民生委員・児童委員とは

(1) 身分

ア 民生委員法によって定められ、児童福祉法の規定によって、児童委員も兼ねる。

イ 厚生労働大臣から委嘱を受ける非常勤特別職の県職員

ウ 秦野市の社会福祉に関する調査等を行うため、秦野市社会福祉嘱託員として委嘱している。

(2) 任期

3年（現任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日）

（新任期：令和7年12月1日～令和10年11月30日）

(3) 費用弁償

民生委員法により報酬は支給されない。

ただし、県や市から交通費などに充てる費用弁償として活動費（年額71,400円）が支給される。

2 構成

民生委員・児童委員は、区域を担当する民生委員・児童委員と児童問題を専門に扱う主任児童委員で構成される。

(1) 民生委員・児童委員（区域担当）

区域の担当として、地域における生活上の問題、家族の問題などの相談に応じ、助言や調査などを行う。

また、児童に関するさまざまな事柄を把握し、児童の健全育成に向けた活動も行う。

(2) 主任児童委員

児童相談所や市と連絡を取りながら、区域に限定されずに児童福祉に関する事項を専門的に活動する。

3 主な活動

民生委員・児童委員は、身近な相談相手である福祉ボランティア。個人や家庭で福祉に係る問題を抱える人たちの話に耳を傾け、内容に応じて行政や関係機関を案内する「パイプ役」を担っている。

【具体的な活動例】

①市高齢介護課の「ひとり暮らし高齢者名簿」の登録者を中心とした高齢者

世帯・子育て世帯の訪問や見守り活動

②保育園の入園申請時など、申請者の状況に関する事実の確認や調査書類を交付

③各地区社会福祉協議会の活動に協力

4 定数等について

(1) 定数

ア 民生委員・児童委員（区域担当） 236名

イ 主任児童委員 24名

※上地区の民生委員は西地区民児協に所属しています。

(2) 男女別人数

令和7年4月1日現在欠員13名（充足率95%）

ア 男性 87名

イ 女性 160名

(3) 平均年齢 70歳

(4) 地区別定数及び充足率の詳細（令和7年4月1日時点）

区域名	本町	南	東	北	大根	西
定数	26	25	20	18	19	24
欠員	2	0	2	0	1	0
充足率	92.3%	100%	90%	100%	94.7%	100%

区域名	渋沢	末広	南が丘	広畑	鶴巻	堀川
定数	25	23	17	17	25	21
欠員	0	2	2	1	2	1
充足率	100%	91.3%	88.2%	94.1%	92%	95.2%

5 選任要件

(1) 30歳以上（年齢上限なし）

(2) 原則、担当区域又は区域に隣接する区域に在住している方

(3) 地域の実情に精通している方

(4) 健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる方

(5) 地域福祉及び児童福祉の向上に積極的な活動が期待できる方